

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第74号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第11条から第17条までを削る。

第18条中「第36条第1項」を「第21条第1項」に、「出資法人」を「別に定める法人」に改め、同条を第11条とする。

第19条中「第40条」を「第25条」に改め、同条を第12条とする。

第20条を第13条とする。

第12号様式中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「京都市情報公開審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)